

1. 議事日程

(産業厚生委員会)

令和5年 9月19日
午前10時00分 開会
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【福祉保健部】

①議案第64号 健康あきたかた21計画策定委員会設置条例

(2) 議案審査【建設部】

①議案第65号 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

(3) 所管事務調査【産業部】

①サテライトオフィスの現状と企業誘致について

②有害鳥獣対策に関すること

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	新 田 和 明
委員	武 岡 隆 文	委員	石 飛 慶 久
委員	山 本 優	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(12名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
福祉保健部長	中 村 慎 吾	産 業 部 長	森 岡 雅 昭

【速報版】

建設部長	河野 恵	健康長寿課長	中村 由美子
商工観光課長	松田 祐生	下水道課長	佐々木 宏
商工観光課課長補佐	小野 光基	健康長寿課健康推進係長	深田 京子
下水道課業務係長	田中 要	下水道課下水道係長	山崎 勝宏

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	毛利 幹夫	総務係長	日野 貴恵
主 事	實 村 峻		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第7回産業厚生常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、9月7日開会の本会議において付託のあった2件の議案審査、及び2件の所管事務調査を行います。  
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長 本日は2件の審査と1件の調査があります。  
詳細は担当より説明を行います。どうぞよろしくお願いします。
- 山根委員長 それでは議事に入ります。  
これより議案審査を行います。議案第64号「健康あきたかた21計画策定委員会設置条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
中村健康長寿課長。
- 中村健康長寿課長 おはようございます。  
それでは、「健康あきたかた21計画策定委員会設置条例」について御説明いたします。  
本市では今年度、健康増進法に基づき国の「健康日本21」、県の「健康ひろしま21」に準拠した「健康あきたかた21計画」（第3次）を策定いたします。  
2016年度に策定した「健康あきたかた21計画」（第2次）の計画策定委員会設置要綱が、2017年4月1日で失効していたことを受け、このたび「健康あきたかた21策定委員会設置条例」を制定するものです。  
なお、計画策定委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定され、市長からの諮問に対して、審議・答申する合議制の附属機関という位置づけとなっております。以上で説明を終わります。
- 山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
金行委員。
- 金行委員 この健康増進法といえば、今言われたように平成14年のときには健康保持と、現代病予防という目的と私は認識してとるんですけど、今、課長が説明されたように、一応我が市も失効しているということで新たにいうことですが、審査会、検討会、審議会ということになりますが、それについて健康だけのことだけですか、それともそのほかの今言う当初の目的の健康維持と現代病ということの目的で、行えとる趣旨はそう思うんですけど、ほかのことも、全体的にはということも含めた審査会とか調査会ですか、その点、ちょっと具体的にお聞かせください。
- 山根委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

- 中村課長。
- 中村健康長寿課長 「健康あきたかた21計画」といいますのは、大きな目的としましては、健康寿命の延伸、そして健康だと感じる人を増やしていくということを大きな目標としております。ですので、この目標に向かった計画をこのたびも策定委員会で、策定していきたいと考えております。以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 石飛委員。
- 石飛委員 このたび、要綱から条例制定という形になりましたが、条項で大きく変わった点というのはどの辺なんでしょうか。
- 山根委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
- 中村課長。
- 中村健康長寿課長 要綱はですね、御存じのとおり、行政機関の内規ということで設置しておりましたが、このたび法的根拠を持った法規として設置することが妥当ということで、このたび条例として制定を案として挙げさせていただきました。以上です。
- 山根委員長 石飛委員。
- 石飛委員 条例制定ということで、しっかりした形になるということはいいことだと思います。前回の要綱の条項がありますよね。9条まである。このたびは、8条まである。その中で大きく変わった点っていうものはどの辺でしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 中村課長。
- 中村健康長寿課長 この計画の内容につきましては、今後策定委員さんと検討してまいりたいと考えております。以上です。
- 山根委員長 よろしいですか、中村課長。
- 中村健康長寿課長 失礼しました。内容としましては大きく変更しているところはございません。失礼します。
- 山根委員長 よろしいですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- 〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより議案第64号「健康あきたかた21計画策定委員会設置条例」の件を起立により採決をいたします。
- 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。
- よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第64号の審査を終了いたします。  
ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

会議を再開いたします。

これより建設部に係る議案審査を行います。

議案第65号「安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木下水道課長。

○佐々木下水道課長

それでは説明の前に資料の訂正をお願いいたします。説明資料について、一部金額に訂正がありましたので、お配りをしている資料と差し替えをお願いをいたします。訂正後の金額を赤書きとしています。よろしくをお願いをいたします。

それでは、説明資料を議案とともに御覧ください。1の改定方針ですが、し尿汲み取りの現状は、下水道の普及や人口減少に伴い、収集量の減少、収集箇所の点在化により、効率的な収集が困難となっています。

料金についても、2000年6月に現行のリッターあたり14.65円に改正して以降、23年間、料金改定を行っておりません。また、市民負担の公平性の観点から、本年6月の産業厚生常任委員会で、2024年1月収集分から現行手数料30%値上げする方針を報告しました。

次に2の改正内容です。改正後の最低料金を下水道料金改定後の基本使用料よりも、し尿汲み取りの最低料金が高くなるよう設定しています。左の黒枠で囲っているのは、現行料金と改定率30%値上げを基本料金で比較しています。現行の単価14.65円を19円とし、比較すると862円の増となります。右の黒枠で囲っているのは、し尿汲み取り料金、下水道使用料をともに新旧料金で基本料金を比較したものです。現行料金では、下水の使用量のほうが565円高くなっています。そのため、公共下水道等を利用する世帯と、汲み取り世帯の間に負担差が生じています。新料金では、この負担差を見直し、公共下水道等への切り替え推進のため、し尿汲み取り料金を132円高くしました。

その下の括弧には収集手数料の参考例、記載しています。

最後に、改定の時期については、施行日を2024年1月1日とし、2024年1月収集分から料金改定を行います。今後は3年をめどに検証し、上下水道料金と合わせ、料金改定の実施をしたいと考えております。以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議案第65号「安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数です。  
よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で議案第65号の審査を終了いたします。  
ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
これより産業部に係る所管事務調査を行います。  
「サテライトオフィスの現状と企業誘致について」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 それでは、サテライトオフィスの現状と企業誘致ということで、所管事務調査申出書に基づき、サテライトオフィスの現状と企業誘致について御説明をします。

説明資料の訂正をお願いいたします。

資料1ページ、下段、表の中で大崎上島市とありますが、大崎上島町に訂正をお願いします。

もう1か所ございます。資料2ページをお願いいたします。

上段項目番号、2を3に訂正をお願いします。

それでは説明資料1ページをお願いします。サテライトオフィス誘致における国の動向について、というところから御説明させていただければと思います。サテライトオフィスは内閣府の資料により、2020年度に地方創生に資するテレワークの推進により、地方への人の流れを創出する地方公共団体との取組の支援が行われてきました。

さらに、進出企業と地元企業が連携して行う、地域活性化の取組を支援する方針で打ち出されたのが、デジタル田園都市国家推進構想になっております。これに基づき、企業の人材の流れの促進を図っております。特にデジタル人材やDXを推進する企業などが、地方への進出するきっかけとなり、また企業を取り込みたい地方自治体には、機会の創出がな

されておるということになっております。

2でございます。県内の状況です。広島県はサテライトオフィスにおいて、中四国の中でも、この推進に力を入れています。この取組に、県内自治体において10市町が参画しております。内閣府が調査した数値になります。

右の表の右側をお願いします。県内10市町です。広島市、三原市、三次市など10市町が取り組んでおります。広島市の24件に次いで、当市が9件の誘致に至っております。県内全体では48件の誘致になっております。

表の右側でございますが、中四国の他県の状況でございます。島根県では11市町が取り組み、35件の誘致に繋がっております。全体ではやはり島根県の取組が、少しできてるんじゃないかというふうに聞いておるところでございます。特に松江市のほうがですね取組のほう進めておるというふうに聞いております。

説明資料2ページをお願いします。

それでは申出書に記載のあった内容について具体的に、サテライトオフィス関連と今後の展開について説明をまいります。

①開設数及び業種についてでございますが、下記の表の中ほどになりますが、①開設数は2018年の誘致開始以降、12件の誘致に繋がっております。この数字は2023年9月1日現在でございます。業種については、東京に本社を置く情報通信業の誘致に繋がっています。②移住、③雇用でございますが、移住はおられません、地元雇用につきましては17名の雇用に至っております。

一番右端になります、飛びまして項目5になります。サテライトオフィスから安芸高田市への出店に繋がった主な企業誘致ということですが、現状拠点となっている場所を記載しております。サテライトオフィスの拠点となっている向原駅レポートをはじめ、空きテナントの活用、さらには古民家を改修しての事業が展開しております。

表からすぐ下になります。④に戻ります。誘致活動の取組でございますが、誘致を図る取組で大きく分けて2パターンございます。Aパターン、市内・県内でビジネス展開をする企業。Bパターン、ビジネス展開のめどが立ち、もう既にオフィスを探している企業のパターンがございます。安芸高田市へ入っていただくため、まずプロモーションの展開を開始します。その後、企業と自治体を結ぶマッチングイベントに参加し、安芸高田市に関心がある企業と個別面談。Aの場合では、お試し勤務、緑の交流空間を活用したワーケーションなどを経て、サテライトオフィスの開設に繋がってまいります。

説明項目の6になります。返還状況ですが、現時点では撤退した企業はなく、返還の実績はありません。

資料3ページをお願いします。高速通信環境の整備状況及び今後の対

応についてですが、市が管理する既存施設、緑の交流空間、また向原駅ラポートですが、C B B Sと契約し、最大量の200Mbpsを2回線設置しております。現状、負荷なく利用できており、十分な容量であると考えております。今後も現状での対応を継続します。

⑧企業関係者の長期滞在、宿泊施設の整備状況及び今後の対応についてですが、緑の交流空間に宿泊棟2棟整備しています。1棟10名、2棟で最大20名が収容できる施設になっています。また、神楽門前湯治村の長期滞在型のプランを推奨しています。さらに、市内で民泊を営んでおられる事業者を紹介するなどの対応をとっており、引き続きこの対応でいきたいと考えています。

⑨の項目になります。特色ある企業や地域と繋がるワーケーション事業に向けた展開ですが、緑の交流空間を活用してワーケーション事業を展開しています。この施設の機能としては、先ほど説明しました、宿泊棟2棟のほか、交流館がございます。企業が執務するほか、面談、地域の情報交換する場として活用しておるところでございます。こうした成果としましては、市内に展開しているサテライトオフィス事業者のうち9社が、緑の交流空間での滞在、ワーケーション、仕事、さらには情報交換をきっかけとした誘致に至っているということになっております。以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

石飛委員。

○石飛委員 素晴らしい成果が出されてて、本当に喜ばしいことだと思います。ただ安芸高田市9件という突出した件数はどういうんでしょうか、大きな理由ってどうか、優遇処置が他市町として、ちょっと優遇がされてるから入ってきてる、という状況もあるのかなと。サテライトオフィスの補助金とかの関係があるかなと思うんですが、他市町はそういったサテライトオフィスに出店に対する補助金制度というものは設けてらっしゃるんでしょうか。特に広島県内で。

○山根委員長 答弁を求めます。

小野商工観光課課長補佐。

○小野商工観光課課長補佐 全ての他市町の状況というのはちょっと把握してないんですが、広島県内ではこちらの10市町のところではですね、それなりの補助金が設定されております。

またサテライトオフィスを誘致するための環境整備に関してもですね、国から支援をいただいて、おのおのがコワーキングオフィスであったり、ワーケーション施設といった施設を完備しておりますので、最初のスタートの段階は皆同じという格好になっております。以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

石飛委員。

○石飛委員 具体的に言えばサテライトオフィスの本市の補助金がありますよね。

サテライトオフィス等進出支援補助金交付、またはサテライトオフィス等進出支援補助金、支援ですね、補助金というものは、あると思うんですが、それぞれ大きな金額だと思うんですが、これと同等なものを他市町も持ってらっしゃるということで理解してよろしいのでしょうか。

○山根委員長

小野課長補佐。

○小野商工観光課課長補佐

全てが同等ではないんですが、確かに安芸高田市の支援金、特に進出助成金というのは、国のほうからの支援をバックボーンにいたしまして、設定している支援金になります。これに関してはですね、投資が高水準という補助金を取らせていただいておりますので、これによって成立してますんで、他の市町にはない事例というふうに考えております。

またサテライトオフィスの拠点を構える際の支援金、建物改修とか、設備の設置っていうものに関しては古民家であったりとか、先ほどありました空きテナント、そういったものを改修するような補助金もちょっと特出的な補助金となっておりますんで、今の認識としましては、他の市町には例がない補助金と考えております。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

石飛委員。

○石飛委員

国からも手厚い優遇を受けながら、本市としては退転する企業もなく、順調にいつてるといのように理解してよろしいのでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

本市の取組といたしましてはですね、順調に推移していると思っております。まだまだですね、引き続きこうしたマッチングイベント等を重ねながらですね、誘致のほう推進していきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員

1点お聞きします。今の課長が答弁されたんですが、今からマッチングをいうことですが、今見込んでおられるとか、何件あるというのは把握されてますか、ありますか。

○山根委員長

答弁を求めます。

小野課長補佐。

○小野商工観光課課長補佐

現在の本年度の見込みというのは、まだちょっと把握できてないところがあるんですが、昨年度のほうを事例させていただきますと、マッチングのほうは年2回、面談した件数、マッチングによって出会った企業数が年間240件。こちらのもう一つはウェビナーという形で、オンラインでこちらのほうからPRをするというやり方なんですけど、こちらに参加されてる企業が年間で140件。おおむね380件がですね、こちらのほうに参加いただいております。直接面談いたしましたのが、その約1割、42件になっております。以上でございます。

- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 県内でも9件いうたら大変多いほうだと思うんですが、これらの開設された経済効果というか、市に対する影響とかいうものがどのようなところで現れとるのか、その辺はちょっと説明いただけますかね。
- 山根委員長 小野課長補佐。
- 小野商工観光課課長補佐 こちらの効果としては、大きく分けて三つで捉えております。  
一つ目は地元の雇用という格好になります。17名の雇用を今、確認しております。  
二つ目につきましては、先ほど申し上げました空きテナント、古民家、こちらのほうをうまくフル活用していただいているというところですね。それから、市の財産の活用も含めてこういった空き物件、未利用地を使っているというところ。  
三つ目はですね、地元企業と生産者、それから地元の団体と一緒に連携を図ってですね、新しい商品開発であるとか、販路拡大に繋がっているというところが大きいと考えております。以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
以上で、「サテライトオフィスの現状と企業誘致について」の調査を終了いたします。  
ここで執行部退席のため暫時休憩といたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前10時31分 休憩
午前10時31分 再開
~~~~~○~~~~~
- 山根委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
続いて、「有害鳥獣対策に関すること」を議題といたします。  
当委員会では、これまでの対策と効果、そして今年度の取組について調査してまいりました。2022年度の有害鳥獣の対策事業については、鳥獣対策アドバイザーの活動が加わり、イノシシ対策モデル事業等が動いております。2023年度にも引き続き、防護柵や箱わな等を備えて取り組む方針を確認いたしました。  
今後、市はイノシシ対策の新たな捕獲提案でサークル上にネットを張り、そこにイノシシが入ってくる仕組み（通称いのししホイホイ）を特定の地区で実施、検証を予定しております。本日は、今後の調査について意見を求めます。意見はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 この地域では既に約1か月前からわなを設置したり、捕獲実態の調査を行っているとのことでございます。このたび今、委員長が言われまし

たように、いのししホイホイを設置することで、有害鳥獣対策に期待されておるところでございます。

今後において、地域との意見交換や現地視察、さらに執行部や関係団体と情報を共有していくことが、大変望ましいのではないかと考えますので、そういうふうに関後の活動はそのようにしていただければと思ひますが。

○山根委員長 御意見ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 今、山本委員がおっしゃったように、今回の閉会中の継続調査事項としてですね、今のこの有害鳥獣対策は現地調査、あるいは地元の皆さんとの意見交換を進めていくということで進めていったらよかろうと思ひます。以上です。

○山根委員長 ほかに御意見ありませんか。

意見はないようなので、皆様からただいま御意見いただきました。今後の調査については、地域との意見交換、また現地視察を行うような形で、今後についても、継続調査とするということによろしいでしょうか。  
〔異議なし〕

お諮りいたします。「有害鳥獣対策に関すること」の所管事務調査については、先ほどの御意見をいただきましたが、地域との意見交換、また現地視察を進めていくことによって、今後も継続調査とするということ御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で「有害鳥獣対策に関すること」の調査を終了いたします。

続いて、その他の項に入ります。

それでは「閉会中の継続調査事項」について御協議を願ひます。  
暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時35分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

皆さんから閉会中の調査事項について御意見を伺いたしたいと思います。  
意見はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 サテライトオフィスの現状と企業誘致についてと、有害鳥獣対策に関することの2件を引き続き継続調査事項とすべきと思ひますが、いかがでしょうか。

○山根委員長 それでは先ほど今、御意見をいただきました、別紙一覧の継続調査

事項として、定例会最終日に、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

- 山根委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。  
よって、会議規則第109条の規定により議長に、閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行います。  
そのほか皆様から何かございませんか。  
ないようでしたら、これでその他の項を終わります。  
なお本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆様から御意見等ありましたら発言を願います。

〔発言なし〕

- 山根委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

- 山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたします。  
以上で本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって第7回産業厚生常任委員会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

~~~~~○~~~~~

午前10時41分 閉会